

国内出張旅費規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下、「連合」という。）の役員、委員及び職員、並びに連合が依頼した者の国内の出張旅費を定めるものである。

(旅費の構成)

第2条 旅費は、交通費、日当及び宿泊費を支給する。

2 「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）国際情報発信強化（オープンアクセス刊行支援）」に係る事業のための旅費については、第3条から第8条の定めにとらわらず、「東京大学旅費支給要領」の定に基づいて計算した額を支給するものとする。

(交通費)

第3条 交通費は、公共交通機関を利用する場合に支給するものとし、原則として鉄道の旅客運賃、特急料金および指定席料金並びに船舶の旅客運賃を、路程に応じて支給する。

2 鉄道の特急料金および指定席料金は、特急を運行する路線で、片道 100km 以上を旅行する場合に支給することができる。

3 第1項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、航空機の旅客運賃の実費を支給することができる。

- (1) 片道 1,000km 以上を旅行する場合
- (2) 移動時間が片道 4 時間を超える場合
- (3) 業務上必要と認める場合

(日当)

第4条 日当は、次の各号により支給する。

- (1) 日当は、片道 100km を旅行する場合に支給する。
- (2) 日当は、日額 2,000 円とし、宿泊しない日はその半額とする。

(宿泊費)

第5条 宿泊費は実費を支給し、その上限額を別途定める。

2 この規則により難しい場合は、事前に事務局との協議により決定した額を支給する。

(パック料金の取扱い)

第6条 交通費と宿泊費が一体になったチケットを利用する旅行等では、当該料金を交通費と宿泊費の支給額とする。

(日当、宿泊費の辞退)

第7条 出張者が日当又は宿泊費の受領を辞退した場合には、当該経費は支給しない。

(私事旅行を含む出張)

第8条 出張における用務地での用務期間の前後に私事旅行がある場合は、事前に事務局に届け出ることにより、当該用務に係る往復の交通費、日当、及び宿泊費を支給することができる。

(出張中の移動時間の勤務)

第9条 出張中の移動時間は、一日あたりの所定労働時間の範囲で勤務とみなす。

2 時間外労働手当、深夜労働手当、並びに休日労働手当は支給しない。

(大会の例外事項)

第10条 日本地球惑星科学連合大会への参加には、連合の職員及び連合が依頼した者以外には出張旅費を支給しない。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

(1)本規則は2012年12月26日より施行する。

(2)2013年8月1日 第2条改正

(3)2013年10月11日 附則改正

(4)2015年2月19日 第8条および第9条追加